

議案第 1 1 号

高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年高根沢町条例第8号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

栃木県が実施する重度心身障害者医療費助成制度が見直され、重度心身障害者医療費助成の対象者に精神障害者が加えられたことに伴い、本町においてもこれに準じ所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 助成対象の追加

この条例による重度心身障害者医療費助成の対象となる「重度心身障害者」の定義に、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）を加えるものです。（第2条第1項第4号）

改正前	改正後
身体障害の程度が1・2級の者	同左
知的障害の程度が知能指数35以下の者	同左
知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3・4級と重複している者	同左
	精神障害者保健福祉手帳1級の者

(2) その他

(1)の改正に伴う文言整理のほか、軽微な修正を行うものです。

3 施行日

令和4（2022）年4月1日

高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年高根沢町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、<u>もって</u>重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）又は精神科医（以下これらを「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。</p> <p>(4) <u>精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であること。</u></p> <p>2 この条例において「医療保険各法」とは、<u>次に掲げる法律をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、<u>もつて</u>重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。</p> <p>2 この条例において「医療保険各法」とは、<u>次の各号に掲げる法律をいう。</u></p>

(1) 65歳以上75歳未満の者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。）にあっては、保険給付に係る額の1割に相当する額（付加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該付加給付等の額を控除して得た額と、当該1割に相当する額のいずれか低い額）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、高根沢町の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高根沢町に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であって、町長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。

(1) 65歳以上75歳未満の者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年10月19日政令第318号）別表に定める程度の障害の状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。）にあっては、保険給付に係る額の1割に相当する額（付加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該付加給付等の額を控除して得た額と、当該1割に相当する額のいずれか低い額）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、高根沢町の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高根沢町に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であって、町長が交付する重度心身障害者医療費受給資格証を有する者とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。